

加古川市専用水道に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水道法（昭和32年法律第 177号。以下「法」という。）第 3 条第 6 項に規定する専用水道に関し、法、水道法施行令（昭和32年政令第 336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(布設工事の確認の申請)

第 2 条 法第33条第 1 項の規定による申請は、専用水道布設工事確認申請書（様式第 1 号）により行わなければならない。

(確認申請書記載事項変更の届出)

第 3 条 法第33条第 3 項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（様式第 2 号）により行わなければならない。

(給水開始の届出)

第 4 条 法第34条第 1 項において準用する法第13条第 1 項の規定による届出は、専用水道給水開始届（様式第 3 号）により行わなければならない。

(給水開始前の水質検査及び施設検査の結果報告)

第 5 条 専用水道の設置者は、法第34条第 1 項において準用する法第13条第 1 項の水質検査及び施設検査を行ったときは、速やかに専用水道給水開始前の検査結果報告書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(水道技術管理者の設置及び変更の届出)

第 6 条 専用水道の設置者は、法第34条第 1 項において準用する法第19条第 1 項の規定により水道技術管理者を置いたとき、又はこれを変更したときは、速やかに水道技術管理者設置（変更）届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(水質検査の結果報告)

第 7 条 専用水道の設置者は、法第34条第 1 項において準用する法第20条第 1 項の規

定により水質検査を行ったときは、速やかに水質検査の結果を記した書面を市長に提出しなければならない。

（維持管理の記録）

第8条 専用水道の水道技術管理者（法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務委託を行っている場合にあっては、受託水道業務技術管理者）は、月ごとに水道の維持管理の状況に関する記録を水道維持管理記録（様式第6号）により作成し、当該作成の日から3年間保存しなければならない。

（業務委託及び委託契約失効の届出）

第9条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、専用水道業務委託（委託契約失効）届（様式第7号）により行わなければならない。

（休止及び廃止の届出）

第10条 専用水道の設置者は、専用水道を休止し、又は廃止したときは、速やかに専用水道休止（廃止）届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第8条の規定は、この規則の施行日の属する月以降の水道の維持管理の状況に関する記録について適用する。